

組合員資格等の確認のお願い

いつも J A の各事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、J A 北河内では、定款の規定により組合員の皆様に加入申込み時の提出書類記載事項に変更があった場合は、その旨をお届けいただくことになっております。

つきましては、組合員資格やご住所・お名前などの届出事項に変更・修正があった場合は、誠にお手数でございますが、支店窓口にお申し出いただきますようお願いいたします。

なお、お手続きの際には、運転免許証や保険証などご本人が確認できる公的書類と印鑑をご用意ください。

1. 正組合員（個人）の資格要件

次のいずれか又は両方の条件に該当する方

- ・ 5アール（約 500㎡）以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設が、J A 北河内の地区内にある方
- ・ 1年のうち60日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設が、J A 北河内の地区内にある方

2. 准組合員（個人）の資格要件

次のいずれかの条件に該当する方

- ・ J A 北河内の地区内に住所を有する個人で、J A の事業を利用することが適当であると認められる方
- ・ J A 北河内の信用事業、共済事業、購買事業を1年以上継続して利用している J A 北河内の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続き事業を利用することが適当であると認められる方
- ・ J A 北河内の購買事業、販売事業を1年以上継続して利用している J A 北河内の地区外に住所を有する個人であって、引き続き事業を利用することが適当であると認められる方

3. J A 北河内の地区

枚方市・交野市・寝屋川市・門真市・守口市の全域です。

4. 届出事項の内容確認方法

現在の組合員資格（正・准の区分）については、毎年7月にお届けする「出資配当金のお知らせ」に記載されております。

その他ご不明な点がある場合は、本店総務課または各支店へお問い合わせください。

北河内農業協同組合 総務課

TEL (072) 844-1351